

環政第1584号
平成20年12月24日

金沢市長 山出 保様

石川県知事 谷本正憲

金沢市新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価
準備書に対する環境保全の見地からの意見について

平成20年9月8日付で意見の概要送付書の送付のあった標記環境影響評価
準備書について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例
第16号）第217条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

当該事業は、石川県環境総合計画及び金沢市環境基本計画に配慮した計画で、
また、環境影響評価の内容も環境影響評価技術指針に沿っており概ね妥当であるが、別紙の事項に留意するとともに、その措置について評価書に記載されたい。

なお、良好な環境を有する地域における長期の事業であることから、確実に
環境保全措置を実施するほか、事業の各段階で自主的な環境影響評価を行う等、
環境影響の回避・低減に向け配慮されたい。

事務担当
環境部環境政策課
規制指導グループ
電話 076-225-1463

1 全般的事項

(1) 事業計画について

- ① 埋立地からの浸出水については、移送管により既設下水道終末処理場で処理する計画であることから、これらの施設を当該事業の対象とともに廃棄物処理法、下水道法等関係法令への適合性についても記載すること。
- ② 事業内容及び施設計画並びに環境保全対策については、第1期工事、第2期工事、第3期工事、埋立完了、跡地管理の各段階に区分して記載すること。また、予測時期が特定されていない事項については、明確に記載すること。
- ③ 近接する戸室スポーツ広場の利用者への影響を低減するため、施設管理者と必要な措置を検討すること。

(2) 施設計画について

① 遮水工

遮水工については、廃棄物処理法の基準省令への適合性のほか、実行可能なより良い技術の導入に向けた検討の経緯、評価の内容等を記載すること。

② 浸出水調整槽

浸出水調整槽については、事業の各段階における浸出水量等の設定の根拠、容量等の諸元、想定水質、廃棄物処理法の基準省令への適合性について記載すること。

また、下水道受入基準を満たさない場合の措置、近年の豪雨の発生状況を鑑みた浸出水対策、更には浸出水調整槽及び移送管からの地下浸透防止対策については、具体的に記載すること。

③ 雨水集排水

平水時の金腐川上流域の水量については、樹林地の改変及び下水道放流による変化が想定されることから、平水時の水位を予測し、その結果をもって魚類等の水生生物への影響を予測すること。

④ 南進入道路

南進入道路については、文化財への影響のほか、樹林地及び貴重なため池が存在することから、工事に伴う動植物への直接的、間接的な影響

を予測し、複数案による総合的な検討と評価を行い、その結果を記載すること。

⑤ 覆土材仮置き計画

旧処分場における建設発生土の保管については、一般粉じんの発生、堆積土砂の流出等が想定されることから、大気汚染、水質汚濁等への影響について、予測・評価を行い、適切な環境保全措置を講ずること

(3) 事業内容について

① 廃棄物受入計画

受入廃棄物の計画量については、計画の作成の根拠を具体的に記載すること。

② 廃棄物埋立計画

搬入管理や受入基準等の維持管理計画を記載すること。

③ モニタリング計画

環境保全目標の達成状況の把握、目標を達成できない場合の追加の措置検討等に必要不可欠なものであることから、関係法令に基づく事項に限定することなく、総合的な事後調査計画として記載すること。

④ 跡地利用

対象事業のみならず、旧処分場及び現処分場の跡地利用の計画を検討する場合は、可能な限り生態系や景観の復元に配慮した内容とするよう配慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気汚染、騒音、振動

環境影響が最大となる時期及び定常状態となる時期に保全対象地点における各々の環境影響要因による影響を併せて予測し、その結果をもって、環境保全目標と対比して評価すること。

(2) 悪臭

悪臭については、環境保全目標に相当する臭気指数または特定悪臭物質濃度による数値目標を定めるとともに適切な時期に事後調査を実施し、その結果に応じて環境保全措置を確実に実施すること。

(3) 水質汚濁

- ① ダイオキシン類については、工事着手前に公共用水域や地下水における状況を調査しておくこと。
- ② 地下水については、工事着手前に埋立地の上流側、下流側で継続的な監視が可能な地点を選定して水質調査を行うとともに地下水位や地下水の流向等に関する調査を実施し、その結果に応じて必要な措置を講ずること。
- ③ 出水時には懸濁物質が41%増加すると予測されているが、予測条件及び評価の妥当性を十分検証するとともに事後調査を実施し、その結果に応じて適切な環境保全措置を講ずること。

(4) 土壌汚染

ふるさと石川の環境を守り育てる条例では、土壌基準に適合しない土砂による盛土等を禁止していることから、土地の改変の状況に応じて、ダイオキシン類を含めた必要な調査を実施すること。

(5) 樹林地

樹林地の機能として、改変区域における生産活動及び自然とのふれあいの場等について調査し、改変に伴うこれらへの影響及び水源涵養への影響を予測するとともに森林法の基準への適合性を記載すること。

(6) 雨水排水

雨水排水協議及び林地開発許可等の基準への適合性を記載すること。

(7) 植 物

植生等への影響については、改変率から同様の生育環境が広く残存し著しいものとならないと予測しているが、その過程をわかりやすく記載すること。

なお、重要な植物の移植及び事後調査の結果の公表については、あらかじめ専門家の助言・指導を受け、十分検討のうえ計画的に実施すること。

(8) 動 物・生態系

- ① 重要種については、周辺区域を含めた生息可能な範囲を予測するなど、種の重要度に応じて詳細に解析を行うこと。特に、モートンイトトンボ等の改変区域内のみで発見され改変区域外では発見されていない種については、より詳細に解析し、その結果を記載すること。

② 上位性の種として選定したサシバについては、植生・営巣環境・餌場への距離から予測する手法を用いた解析を行い、採餌の観点から生態系への影響を評価すること。なお、繁殖に対する影響の抑制（工事の中止及び再開）の判断については、専門家の助言・指導のもと適切に実施すること。

また、サシバ以外の希少猛禽類については、複数種が確認されていることから、工事期間中の適切な時期に調査を行い、専門家の助言を得て適切な環境保全措置を講ずること。

③ 予測の確実性、環境保全措置の実効性等を踏まえ、計画的な事後調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を専門家と検討したうえで追加して実施すること。

(9) 景 観

石川県景観総合条例、金沢市都市景観形成基本計画及び金沢市景観計画の策定に伴う景観法委任条例の改正、金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規制項目を調査し、事業計画に反映すること。

(10) 文化財

石切丁場跡については、最新の調査結果を用いて予測するとともに、踏査を継続し、改変区域からの除外を含め、保護・保存に十分留意した環境保全措置を再検討すること。

また、存在が示されている石引道については、必要な調査を行い周辺の環境を含め、大きな改変を避ける環境保全措置を検討すること。

(11) 廃棄物等

建設発生木材の処理にあたっては、地域の廃棄物処理に影響を及ぼすことがないよう必要な調査を実施し、その結果に応じて計画的に搬出する等の環境保全対策を検討すること。

(12) 温室効果ガス

長期間の事業であることから、具体的な工事計画を検討する各時点で、最新で最良の建設機械や工法等の率先採用、また燃料使用量の管理等の環境保全措置を検討すること。